

健生食輸発0604第1号
令和8年6月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産バナナのフィプロニルに係る検査命令免除対象企業の削除)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第1号(最終改正:令和8年6月1日付け健生食輸発0601第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の登録企業が輸出したフィリピン産バナナから基準値を超えるブプロフェジンが検出されたことから、別途指示するフィプロニルに係る検査命令免除対象企業から同企業を削除し、別表30を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

MD NABUNTURAN AGRI VENTURES INC.